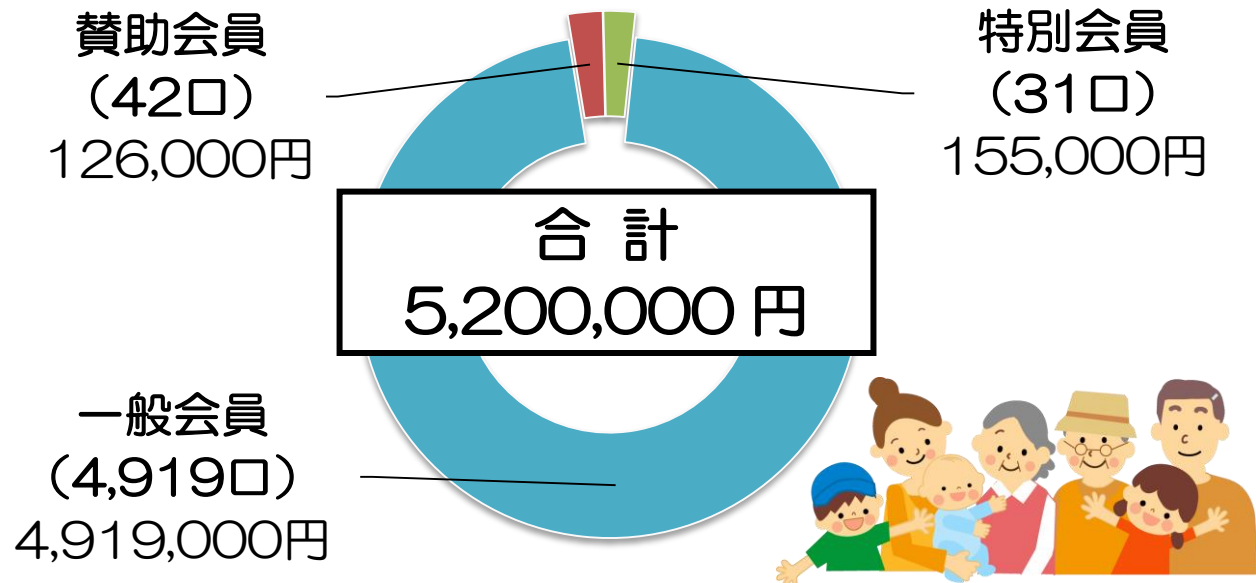
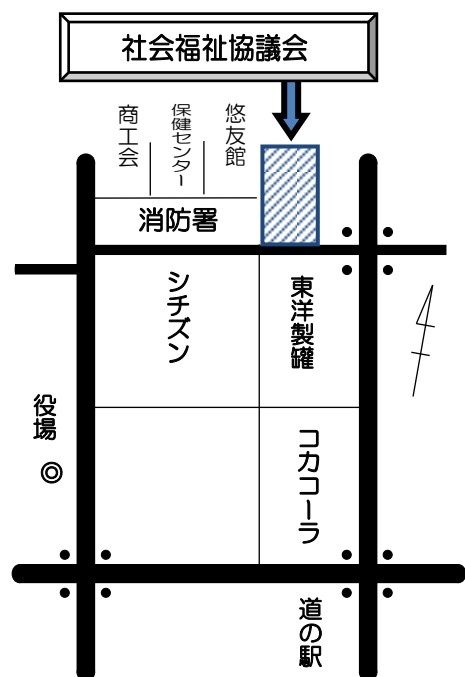


# 平成28年度社協会員会費にご協力いただきありがとうございました。

## 平成28年度社協会費実績



- あかるく住みよい福祉のまちをつくるため、様々な社会福祉事業を展開しておりますが、これには多くの財源が必要となります。
- 地域福祉の推進を目的として、町民のみなさまのご参加、ご協力をいただき、行政とも連携をしながら活動しています。
- 皆様からお寄せいただいた会費は、社会福祉事業の財源のみとして活用させていただいておりますので、人件費には一切使用されていません。



みなさまの会費が、社協の事業をすすめる貴重な財源になります。社協の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの方に会員としてご協力くださいますようお願い申し上げます。

 **社会福祉法人 吉見町社会福祉協議会**  
 吉見町大字下細谷 1216 番地 1 (吉見町福祉会館内)  
 TEL 54-5228 FAX 54-6905  
 URL <http://www.shakyo.or.jp/hp/576/>

# 平成29年度 吉見町社会福祉協議会 「会員加入」のお願い

～みなさまの「想い」をつなげます～

吉見町社会福祉協議会(吉見町社協)は、地域での人と人とのつながり(きずな)を大切に、地域に暮らす人々が安心して、たがいにささえあいながら暮らしのできる「福祉のまちづくり」にむけて、地域のみなさまとともに日々活動しています。みなさまから寄せられた会費は、吉見町社協が実施する社会福祉事業の大切な財源となっています。ぜひ、本会の活動趣旨にご賛同いただき、会員へのご協力・ご加入をお願い申し上げます。

### 社会福祉協議会(社協)とは?

わたしたちが住んでいるまちの暮らしや生活(社会)のしあわせ(福祉)について一緒に話し合う(協議)集まり(会)です。

社協は、社会福祉法に基づいて、だれもが明るく、住みよい福祉社会を実現するために、地域住民が主体となって組織された民間の社会福祉団体です。

### 社協会員とは?

社協の事業に賛同し、資金面から支えていただく地域福祉のサポーターです。ボランティア活動などへの参加が難しくても、社協会員になることで、地域福祉に参加することができます。

### 会員の種類と会費について

会員会費には、次の3種類があります。

- ① 一般会員(一般世帯を対象) 1世帯 年額1,000円
- ② 賛助会員(趣旨に賛同した個人を対象) 1口 年額3,000円(以上)
- ③ 特別会員(篤志家、法人・団体を対象) 1口 年額5,000円(以上)

### <会費の納め方>

7月を強化月間として、福祉委員の区長様、班長様を通じて加入促進のご協力をお願いいたします。また、年間を通して窓口でも受け付けています。



**みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。**

会費は社会福祉事業の財源となっています。次ページをご覧ください。➡

# 吉見町社協は「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをサポートします♪

